

## 京都市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システムの設置、維持管理等に関する基本的事項について定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ 家庭の台所や業務施設の厨房から発生する生ごみ等を破砕する機器をいう。
- (2) システム ディスポーザ、ディスポーザにより破砕された生ごみ等を搬送する設備及び搬送された生ごみ等を排水処理槽等で処理し、その排水を下水道に排除する機器の総体であるディスポーザ排水処理システムをいう。
- (3) メーカー システムを製造及び販売する者をいう。
- (4) 設置者 下水道法第2条第8号に規定する処理区域（以下「公共下水道処理区域」という。）においてシステムを設置する者をいう。
- (5) 使用者 システムを使用する者をいう。
- (6) 維持管理業者 システムの維持管理を行う者をいう。
- (7) 規格適合評価 システムが、公益社団法人日本下水道協会（以下「協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（以下「性能基準」という。）に適合しているかどうかについて、協会が指定した第三者機関の行う評価をいう。

### (設置可能なシステム)

第3条 公共下水道処理区域において設置することができるシステムは、規格適合評価で性能基準に適合していると認められたシステムとする。

### (事前協議)

第4条 設置者は、システムの設置工事に着手する前に、管理者と当該工事の必要事項について、協議しなければならない。

2 設置者は、前項の協議に当たって、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ディスポーザ排水処理システム事前協議申請書（第1号様式）

- (2) 規格適合評価で性能基準に適合していると認められたことを証する図書の写し
  - (3) システムを設置しようとする建物に係る資料（位置図、平面図、立面図、配置図、配管図、設計計算書等）
  - (4) その他管理者が必要と認める書類
- 3 管理者は、第1項による協議を終えたときは、設置者にディスポーザ排水処理システム事前協議済通知書（第2号様式）により通知する。
- 4 設置者は、建築基準法第6条、第6条の2及び第6条の3に基づく建築確認申請が必要となるときは、協議を終えたうえで建築確認申請を行わなければならない。

（しゅん工報告）

第5条 設置者は、システムの設置工事を完了したときは、管理者にディスポーザ排水処理システムしゅん工報告書（第3号様式）を提出しなければならない。

（使用開始の届出）

第6条 使用者は、システムの使用を開始するに当たって、あらかじめ管理者にディスポーザ排水処理システム使用開始届出書（第4号様式）及び維持管理業務委託契約書の写しを提出しなければならない。

（使用者への説明事項）

第7条 メーカーは、使用者に対し、次条に掲げる事項を説明しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、京都市公共下水道事業条例第5条第1項に規定する管理者の確認を受けるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) システムの維持管理について、メーカーの指定を受け、システムの維持管理に関する技術指導又は研修を受けた維持管理業者と維持管理業務に関する委託契約を締結すること。
- (2) システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等（維持管理、清掃、汚泥処理、水質検査等）を3年間保存するとともに、管理者が必要と認める場合に提出すること。
- (3) 管理者が行う維持管理に関する指導及び検査に協力すること。
- (4) 使用者によって適切な維持管理の確保ができなくなった場合又はそのおそれがあると認められる場合において、管理者がシステムの構造又は使用方法の変更、改善等

の措置を行うよう求めたときは、これに従うこと。

- (5) システムから発生する汚泥等を抜き取り処分しようとするときは、事前に京都市の担当部局と協議すること。
- (6) システムを第三者に譲渡し、又は貸し付ける場合は、当該第三者に対し当該システムの維持管理責任を承継させること。

(指導及び検査への維持管理業者の立会い)

第9条 維持管理業者は、管理者が前条第3号に掲げる指導及び検査を行い、又は前条第4号に掲げる措置を行うよう求めた場合において、維持管理業者による立会いを必要とするときは、これに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

ディスポーザ排水処理システム事前協議申請書

年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

(設置者)

住 所

氏 名

(電話 )

下記のとおり、ディスポーザ排水処理システムの設置をしたいので、「京都市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱」第4条の定めにより事前協議を申請します。

申請場所			
建物名称			
代理申請者	住 所 氏 名 (電話 )		
設計者	住 所 氏 名 (電話 )		
工事管理 又は 工事施行者	住 所 氏 名 (電話 )		
指定工事業者	業 者 名 代表者名 (電話 )		
工事着工予定日	年 月 日	工事しゅん工予定日	年 月 日
*受付日	年 月 日	*受付番号	第 号
*必要な添付書類 1 規格適合評価で性能基準に適合していると認められたことを証する図書の写し 2 上記建物に係る資料 (位置図、平面図、立面図、配置図、配管図、設計計算書等) 3 その他管理者が必要と認める書類			

(第2号様式)

ディスポーザ排水処理システム事前協議済通知書

上 下 管 第 号  
年 月 日

(設置者)

住 所

氏 名

様

京都市公営企業管理者  
上 下 水 道 局 長  
(担当 下水道部管理課)

年 月 日付けで提出のありました「ディスポーザ排水処理システム事前協議申請書」につきまして、「京都市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱」第4条の定めにより、下記のとおり協議を終えたので通知します。

申 請 場 所			
建 物 名 称			
工事着工予定日	年 月 日	工事しゅん工予定日	年 月 日
設置の条件			
1 工事完了後、速やかに管理者にディスポーザ排水処理システムしゅん工報告書を提出すること。			
2 システムを使用する際は、使用開始前までに以下の書類を提出すること。			
(1) ディスポーザ排水処理システム使用開始届出書			
(2) 維持管理業務委託契約書の写し			
3 システムの内容に変更が生ずる場合は、工事着手前に管理者に報告を行うこと。			
4 管理者が行う維持管理に関する指導及び検査に協力すること。			
5 システムから発生する汚泥等を抜き取り処分しようとするときは、事前に京都市の担当部局と協議すること。			
6 システムを第三者に譲渡し、又は貸し付ける場合は、当該第三者に対し当該システムの維持管理責任を承継すること。			

(第3号様式)

ディスポーザ排水処理システムしゅん工報告書

年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

(設置者)

住 所

氏 名

(電話 )

下記のとおり「京都市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱」第5条の定めにより、事前協議を行ったシステムの設置工事が完了しましたので報告します。

設 置 場 所	
建 物 名 称	
使 用 者	住 所 氏 名 (電話 )
指定下水道工事業者	業 者 名 氏 名 (電話 )
設 置 概 要	
規格適合評価	評価機関名： 評価番号： 名 称： 評価メーカー：
工 程	竣工年月日： 使用開始予定日：
施 工 業 者	破碎装置部： 配管系統部： 排水処理槽部：
維持管理業者	破碎装置部： 配管系統部： 排水処理槽部：
排 水 処 理 槽	設 計 人 員： 設計生ゴミ量： 計画汚水量：

(第4号様式)

ディスポーザ排水処理システム使用開始届出書

年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長 様

(使用者)

住 所

氏 名

(電話 )

下記のとおり「京都市ディスポーザ排水処理システムの取扱いに関する要綱」第6条の定めにより、事前協議を行ったシステムの使用を開始するので下記のとおり届け出ます。

設置場所	
建物名称	
建築物の概要	戸数： 階数： その他：
使用するシステム	名称： 認定番号： 認定メーカー：
使用開始年月日	年 月 日
使用するにあたっては法令、京都市が定める条例、要綱、基準及び下記事項を遵守します。 (1) システムの維持管理について、メーカーの指定を受け、システムの維持管理に関する技術指導又は研修を受けた維持管理業者と維持管理業務に関する委託契約を締結します。 (2) 維持管理業者が実施する点検に関する記録等（維持管理、清掃、汚泥処理、水質検査等）を3年間保存するとともに、管理者が必要と認める場合には提出します。 (3) 管理者が行う維持管理に関する指導及び検査に協力します。 (4) システムの構造又は使用方法の変更、改善等の措置を行うよう求められたときは、その内容に従います。 (5) システムから発生する汚泥等を抜き取り処分しようとするときは、事前に京都市の担当部局と協議します。 (6) システムを第三者に譲渡し、又は貸し付ける場合は、当該第三者に対し当該システムの維持管理責任を承継させます。	